

佐賀空港建設に関する公害防止協定書(平成2年3月30日)

佐賀県(以下「甲」という。)と千代田町漁業協同組合、諸富町漁業協同組合、早津江漁業協同組合、大託間漁業協同組合、南川副漁業協同組合、犬井道漁業協同組合、広江漁業協同組合及び東与賀町漁業協同組合(以下「乙」という。)とは、佐賀空港(以下「空港」という。)の建設及び供用に伴う公害を防止するため、次のとおり協定を締結する。

(以下略)

覚書付属資料

11 覚書に「自衛隊との共用はしない」旨を明記されたい。

＜県の考え＞ 県は佐賀空港を自衛隊と共用する考えを持っていない。

また、このことは協定第3条の「空港の運営変更」にもなることであり、
当然に「事前協議」の対象となるものであると考える。